

令和4年2月14日

保護者の皆様

府中市教育委員会

まん延防止等重点措置延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国は、依然として新型コロナウイルスの変異株（オミクロン株）による感染拡大が続いていることから、3月6日まで、まん延防止等重点措置の延長を決定しました。

オミクロン株への置き換わりに伴い、市内においても10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など、現下の厳しい状況を踏まえ、まん延防止等重点措置の適用期間中、各市立学校においては、下記のとおり、基本的な感染症対策を一層徹底します。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても、御家庭における基本的な感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願ひいたします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底

次の基本的な感染症対策を一層徹底します。

- 3密の回避（3つの密（密閉、密集、密接）が重なることを避けるとともに、できる限りそれぞれの密も避ける。）、正しい手洗い、咳エチケット（原則、不織布マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック
- 常時換気又は30分に1回の換気
- 教室等の清掃又は消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

2 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動の取扱い

現在の感染状況に鑑み、児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」を伴う「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。音楽科における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、家庭科における調理実習等は基本的に控える。

3 校外学習等の実施

以下の点を踏まえ、実施時期の変更を含め、実施の可否、内容、方法、代替策、参加できない児童・生徒への対応などを検討します。

なお、本措置の適用期間中に校外学習を実施する場合、その活動範囲は東京都内に限定し、移動手段については、公共交通機関を利用せずに徒歩又は貸切バスのみとします。

- (1) 校外学習等における感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス等の乗車中や食事中の会話を控える等）の事前指導を徹底する。
- (2) 同居の家族も含め、児童・生徒の実施前の健康観察を徹底し、保護者への事前説明会や参加確認書の文書等を通して、発熱・体調不良者の参加は認められないことを確実に周知する。
- (3) 当日の出発前に、家庭及び学校で児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行う。発熱等の体調不良の場合には、参加を認めない。

- (4) 実施中の体調不良者の発生等の場合に、組織的な対応ができるよう、対処方法や、救急及び緊急連絡体制を確認する。
- (5) 食物アレルギーや既往症等、健康上配慮を要する児童・生徒の参加について、学校は、保護者に対して、事前に主治医の指示を受けたうえで担任に相談するなど、事故の未然防止の徹底に向けた協力依頼を行う。

4 児童・生徒等が一堂に集まって行う活動等

集会等については、学年・学級単位での実施に留め、児童・生徒同士の距離を十分取るようにしたり、ＩＣＴ機器等を活用して各教室で実施したりするなど、各学校の実態に応じて工夫します。

なお、一部の学級又は学年を閉鎖した場合、当該校においては、全て学級単位（少人数・習熟度別指導を除く。）の活動とします。

5 保護者会等の扱い

学校公開や保護者会等、保護者が来校する取組は中止とし、書面による開催や動画の配信等の開催方法を工夫します。新入生保護者説明会や宿泊行事の説明会など中止や延期が難しいものについては、感染症対策を講じるとともに、短時間で終了できるよう実施内容を精選することや、体調不良や感染の心配などから欠席する保護者は個別対応とすることなど工夫した上で実施するようにします。

6 学校と家庭との緊密な連携による感染防止策等の徹底

(1) 家庭における感染症予防策の徹底のお願い

家庭内での感染を防ぎ、外から校内にウイルスを持ち込まないために、次の基本的な感染症予防策の実施と、児童・生徒等に発熱等の症状がある場合、同居家族に発熱やＰＣＲ検査を受けるなどの感染疑いがある場合には、無理をして登校しないことを改めてお願ひします。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- 毎朝検温、健康観察の実施
- 十分な換気の実施
- 手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒及び清掃

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしてまいります。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合は、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願ひします。

7 その他

今後、国や東京都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

（市の対応等について）

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042（335）4063

（学校の対応等について）

府中市立府中第五中学校

TEL 042（363）9125